

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	一般受給資格者に係る額の改定	
根 拠 法 令	児童手当法	
根 拠 条 項	第9条第1項	
連 絡 先	(電話 088-621-5194)	
審 査 基 準	基 準	<p>一般受給資格者に対して行う児童手当法（以下「法」という。）第9条第1項の規定による額の改定処分については、次に掲げる解釈の基準により、法の規定を適用する。</p> <p>法第3条第1項の「日本国内に住所を有するもの」は、住民基本台帳に記録されている者であることを基本とし、日本国内に生活の本拠を有していると認めることが適当でない者については、これに該当しないものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和6年10月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和 年 月 日最終変更）